

平成31年3月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第2号	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 1
議案第3号	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・ 2
議案第4号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 3
議案第5号	亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例・ 4
議案第6号	亀山市基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 9
議案第7号	亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 6 0
議案第8号	鈴鹿峠自然の家条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 7
議案第9号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 6 8

議案第 1 0 号	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	6 9
議案第 1 1 号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	7 0
議案第 1 2 号	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	7 7
議案第 1 3 号	亀山市総合環境センター条例の一部を改正する条例	7 9
議案第 1 4 号	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	8 0
議案第 1 5 号	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例	8 1
議案第 1 6 号	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	8 2

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	旅費条例別表	(略)	(略)	旅費条例別表
学校薬剤師	年額 <u>154,000円</u>	の消防長の項に規定する旅費に相当する額	学校薬剤師	基本額 加給額	年額 <u>154,000円</u> 年額 <u>2校以上を兼務している場合1校加えるごとに63,000円を加えた額</u>
(略)	(略)		(略)	(略)	の消防長の項に規定する旅費に相当する額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 1 (略)</p> <p><u>(平成31年4月1日から同年5月31日までの間に支給する市長の給料の額に関する特例措置)</u></p> <p>1 2 <u>平成31年4月1日から同年5月31日までの間に支給する市長の給料の額は、附則第9項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる額から第2条第1項第1号に規定する給料の月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 1 (略)</p>

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）
 （亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	使用料		区分	使用料	
土地	使用する期間 が1月未満の もの	使用する土地の1平方メートル当たりの適正 な価格×4/100×使用する面積×使用す る日数/365× <u>110/100</u>	土地	使用する期間 が1月未満の もの	使用する土地の1平方メートル当たりの適正 な価格×4/100×使用する面積×使用す る日数/365× <u>108/100</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
建物	(使用する建物の1平方メートル当たりの適正な価格×8 /100×当該建物のうち使用する面積+当該建物の建築 面積に係る土地の使用料の年額に相当する額×当該建物の うち使用する面積/当該建物の延べ面積) ×使用する日数 /365× <u>110/100</u>		建物	(使用する建物の1平方メートル当たりの適正な価格×8 /100×当該建物のうち使用する面積+当該建物の建築 面積に係る土地の使用料の年額に相当する額×当該建物の うち使用する面積/当該建物の延べ面積) ×使用する日数 /365× <u>108/100</u>	

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）
 （亀山市歴史博物館条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午前9時から午後 5時まで		午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午前9時から午後 5時まで
企画展示室	3,300円	3,830円	6,600円	企画展示室	3,240円	3,770円	6,480円
講義室	3,300円	3,830円	6,600円	講義室	3,240円	3,770円	6,480円
実習室	1,630円	2,200円	3,300円	実習室	1,610円	2,160円	3,240円
備考（略）				備考（略）			

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）
（関まちなみ文化センター条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
1 集会室及び展示室の使用料				1 集会室及び展示室の使用料			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
集会室	510円	510円	510円	集会室	510円	510円	510円
展示室	510円	510円	510円	展示室	510円	510円	510円
備考				備考			
1及び2（略）				1及び2（略）			
3 冷暖房を使用する場合は、当該使用料に <u>620円</u> を加算する。				3 冷暖房を使用する場合は、当該使用料に <u>610円</u> を加算する。			
2 貸店舗の使用料				2 貸店舗の使用料			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
貸店舗	1区画	月額 <u>12,560円</u>		貸店舗	1区画	月額 <u>12,340円</u>	

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）
 （関宿散策拠点施設条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
関宿西の追分休憩施設研修室	720円	720円	720円	関宿西の追分休憩施設研修室	710円	710円	710円
関宿地蔵町散策拠点施設研修室	720円	720円	720円	関宿地蔵町散策拠点施設研修室	710円	710円	710円
関宿木崎町散策拠点施設研修室	720円	720円	720円	関宿木崎町散策拠点施設研修室	710円	710円	710円
備考（略）				備考（略）			

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）
 （鈴鹿峠自然の家条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
1 施設使用料				1 施設使用料			
区分	使用時間	単位	使用料	区分	使用時間	単位	使用料
宿泊室1	午後1時から翌日の正午まで	1室	10,470円	宿泊室1	午後1時から翌日の正午まで	1室	10,280円
宿泊室2	午後1時から翌日の正午まで	1室	10,470円	宿泊室2	午後1時から翌日の正午まで	1室	10,280円
川の学習室	午後1時から翌日の正午まで	1室	10,470円	川の学習室	午後1時から翌日の正午まで	1室	10,280円
	午前9時から正午まで	1室	1,030円		午前9時から正午まで	1室	1,020円
	午後1時から午後5時まで	1室	1,030円		午後1時から午後5時まで	1室	1,020円
	午後6時から午後9時30分まで	1室	1,030円		午後6時から午後9時30分まで	1室	1,020円
森の学習室	午後1時から翌日の正午まで	1室	10,470円	森の学習室	午後1時から翌日の正午まで	1室	10,280円
	午前9時から正午まで	1室	1,030円		午前9時から正午まで	1室	1,020円
	午後1時から午後5時まで	1室	1,030円		午後1時から午後5時まで	1室	1,020円
	午後6時から午後9時30分まで	1室	1,030円		午後6時から午後9時30分まで	1室	1,020円
和室	午後1時から翌日の正午まで	1室	13,610円	和室	午後1時から翌日の正午まで	1室	13,370円
	午前9時から正午まで	1室	1,350円		午前9時から正午まで	1室	1,330円
	午後1時から午後5時まで	1室	1,350円		午後1時から午後5時まで	1室	1,330円
	午後6時から午後9時30分まで	1室	1,350円		午後6時から午後9時30分まで	1室	1,330円
屋外施設	午後1時から翌日の正午まで	1回	1,030円	屋外施設	午後1時から翌日の正午まで	1回	1,020円

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

2 (略)

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

2 (略)

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）
 （亀山市運動施設等条例の一部改正）

改正後								改正前							
別表第2（第12条関係） 西野公園体育館施設利用料金								別表第2（第12条関係） 西野公園体育館施設利用料金							
利用区分		時間区分		(ア) 午前	(イ) 午後	(ウ) 午後	(エ) 午前	利用区分		時間区分		(ア) 午前	(イ) 午後	(ウ) 午後	(エ) 午前
		9時から 午後0時 30分ま で	1時から 午後5時 30分ま で	6時から 午後9時 30分ま で	9時から 午後9時 30分ま で	9時から 午後0時 30分ま で	1時から 午後5時 30分ま で			6時から 午後9時 30分ま で	9時から 午後9時 30分ま で				
競技 場	入場料 等を徴 収しな い場合	スポ ーツ （職 業と して 行う もの を除 く。） のた めに 利用	学校（学 校教育 法（昭和 22年 法律第 26号） 第1条 に定め る学校 をいう。 以下同 じ。）	1, 970 円	2, 730 円	3, 950 円	7, 250 円	競技 場	入場料 等を徴 収しな い場合	スポ ーツ （職 業と して 行う もの を除 く。） のた めに 利用	学校（学 校教育 法（昭和 22年 法律第 26号） 第1条 に定め る学校 をいう。 以下同 じ。）	1, 940 円	2, 690 円	3, 880 円	7, 120 円

	する					
	場合	一般	3,300	4,930	6,600	13,200
			円	円	円	円
	その他の場	合	16,500	22,000	33,000	60,500
			円	円	円	円
入場料 等を徴 収する 場合	スポー ツ（職 業とし て行う ものを 除く。） のため に利用 する場 合	学校	3,300	4,930	6,600	13,200
			円	円	円	円
	一般	8,800	12,100	16,500	27,500	
		円	円	円	円	
	その他の場 合	44,000	66,000	88,000	165,000	
		円	円	円	円	
興行を直接 の目的とす る場合	77,000	110,000	154,000	286,000		
		円	円	円	円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
会議室	第1会議室 及び第2会	650円	760円	1,310	2,730	
				円	円	

	する					
	場合	一般	3,240	4,850	6,480	12,960
			円	円	円	円
	その他の場	合	16,200	21,600	32,400	59,400
			円	円	円	円
入場料 等を徴 収する 場合	スポー ツ（職 業とし て行う ものを 除く。） のため に利用 する場 合	学校	3,240	4,850	6,480	12,960
			円	円	円	円
	一般	8,640	11,880	16,200	27,000	
		円	円	円	円	
	その他の場 合	43,200	64,800	86,400	162,000	
		円	円	円	円	
興行を直接 の目的とす る場合	75,600	108,000	151,200	280,800		
		円	円	円	円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
会議室	第1会議室 及び第2会	640円	750円	1,290	2,690	
				円	円	

	議室				
	第3会議室	870円	970円	1,970円	3,830円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考					
1～5 (略)					
6 (ア) (イ) の時間区分においてフロア照明のため点灯したときは、1時間につき全面の場合は <u>650円</u> を、半面の場合は <u>430円</u> を当該利用料金に加算した額とする。					
7 競技場において空調設備を利用したときは、1時間につき <u>3,850円</u> を当該利用料金に加算した額とする。					
8及び9 (略)					

別表第3 (第12条関係)

西野公園施設利用料金

	時間区分	利用料金	備考
野球場	午前8時30分から午後0時30分まで	650円	照明設備を利用したときは、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)につき <u>4,400円</u> を当該利用料金に加算した額とする。1時間を超えたときは、その超えた時間30分(30分に満たない時間は、30分とする。)につき <u>2,200円</u>
	午後1時から午後5時30分まで	1,100円	
	午後6時から午後9時30分まで	1,100円	

	議室				
	第3会議室	860円	960円	1,940円	3,770円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考					
1～5 (略)					
6 (ア) (イ) の時間区分においてフロア照明のため点灯したときは、1時間につき全面の場合は <u>640円</u> を、半面の場合は <u>430円</u> を当該利用料金に加算した額とする。					
7 競技場において空調設備を利用したときは、1時間につき <u>3,780円</u> を当該利用料金に加算した額とする。					
8及び9 (略)					

別表第3 (第12条関係)

西野公園施設利用料金

	時間区分	利用料金	備考
野球場	午前8時30分から午後0時30分まで	640円	照明設備を利用したときは、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)につき <u>4,320円</u> を当該利用料金に加算した額とする。1時間を超えたときは、その超えた時間30分(30分に満たない時間は、30分とする。)につき <u>2,160円</u>
	午後1時から午後5時30分まで	1,080円	
	午後6時から午後9時30分まで	1,080円	

			円を当該利用料金に加算した額とする。			
	午前8時30分から午後5時30分まで	1,750 円				
	午後1時から午後9時30分まで	2,200 円				
	午前8時30分から午後9時30分まで	2,850 円				
運動広場	午前8時30分から午後0時30分まで	650円	個人利用の場合は、無料とする。			
	午後1時から午後5時30分まで	1,100 円				
	午前8時30分から午後5時30分まで	1,750 円				
庭球場	時間区分	利用区分	個人利用		専用利用	
			中学生以下1面につき	高校生及び一般1面につき	学校全面につき	一般全面につき

			円を当該利用料金に加算した額とする。			
	午前8時30分から午後5時30分まで	1,720 円				
	午後1時から午後9時30分まで	2,160 円				
	午前8時30分から午後9時30分まで	2,800 円				
運動広場	午前8時30分から午後0時30分まで	640円	個人利用の場合は、無料とする。			
	午後1時から午後5時30分まで	1,080 円				
	午前8時30分から午後5時30分まで	1,720 円				
庭球場	時間区分	利用区分	個人利用		専用利用	
			中学生以下1面につき	高校生及び一般1面につき	学校全面につき	一般全面につき

午前8時30分から午後0時30分まで	310円	530円	1,630円	2,730円		
午後1時から午後5時30分まで	530円	870円	2,200円	4,400円		
午後6時から午後9時30分まで	530円	870円	2,200円	4,400円		
午前8時30分から午後5時30分まで	—	—	3,830円	7,130円		
午後1時から午後9時30分まで	—	—	4,400円	8,800円		
午前8時30分から午後9時30分まで	—	—	6,030円	11,530円		
備考	午後6時から午後9時30分までの利用については、照明設備利用のため個人利用1面につき1,310円、専用利用全面につき5,270円を利用料金に加算した額とする。					
プール	利用区分	個人利用			専用利用 (50メートルプール)	
		小学生未満	小学生及び中学生	高校生及び一般	学校	一般
時間区分						

午前8時30分から午後0時30分まで	310円	530円	1,610円	2,690円		
午後1時から午後5時30分まで	530円	860円	2,160円	4,320円		
午後6時から午後9時30分まで	530円	860円	2,160円	4,320円		
午前8時30分から午後5時30分まで	—	—	3,770円	7,010円		
午後1時から午後9時30分まで	—	—	4,320円	8,640円		
午前8時30分から午後9時30分まで	—	—	5,930円	11,330円		
備考	午後6時から午後9時30分までの利用については、照明設備利用のため個人利用1面につき1,290円、専用利用全面につき5,180円を利用料金に加算した額とする。					
プール	利用区分	個人利用			専用利用 (50メートルプール)	
		小学生未満	小学生及び中学生	高校生及び一般	学校	一般
時間区分						

午前9時から 午後0時30 分まで	無料	50円	100円	5,500円	11,000円
午後1時から 午後5時30 分まで	無料	100円	210円	11,000円	22,000円
午前9時から 午後5時30 分まで	—	—	—	16,500円	33,000円
備考 (略)	(略)			(略)	

付記 (略)

別表第4 (第12条関係)

亀山公園施設利用料金

庭 球 場	時間区分	個人利用		専用利用	
		中学生以 下1面に つき	高校生及 び一般1 面につき	学校全面 につき	一般全面 につき
	午前8時30分から午 後0時30分まで	310円	530円	1,630円	2,730円
	午後1時から午後5時 30分まで	530円	870円	2,200円	4,400円
	午前8時30分から午	—	—	3,830円	7,130円

午前9時から 午後0時30 分まで	無料	50円	100円	5,400円	10,800円
午後1時から 午後5時30 分まで	無料	100円	210円	10,800円	21,600円
午前9時から 午後5時30 分まで	—	—	—	16,200円	32,400円
備考 (略)	(略)			(略)	

付記 (略)

別表第4 (第12条関係)

亀山公園施設利用料金

庭 球 場	時間区分	個人利用		専用利用	
		中学生以 下1面に つき	高校生及 び一般1 面につき	学校全面 につき	一般全面 につき
	午前8時30分から午 後0時30分まで	310円	530円	1,610円	2,690円
	午後1時から午後5時 30分まで	530円	860円	2,160円	4,320円
	午前8時30分から午	—	—	3,770円	7,010円

	後5時30分まで			円	円
野外	午前8時30分から午後9時30分まで	1件につき	530円		
ス テ ー ジ	備	放送設備を利用する場合は、 <u>870円</u> を加算した額とする。			

付記 (略)

別表第5 (第12条関係)

東野公園体育館施設利用料金

利用区分				時間区分			
				(ア) 午前 9時から 午後0時 30分ま で	(イ) 午後 1時から 午後5時 30分ま で	(ウ) 午後 6時から 午後9時 30分ま で	(エ) 午前 9時から 午後9時 30分ま で
競技 場	入場料 等を徴 収しな い場合	スポ ーツ (職 業と して 行う もの)	学校	1,310	1,750	2,630	4,830
				円	円	円	円
			一般	2,200	3,300	4,400	8,800
				円	円	円	円

	後5時30分まで			円	円
野外	午前8時30分から午後9時30分まで	1件につき	530円		
ス テ ー ジ	備	放送設備を利用する場合は、 <u>860円</u> を加算した額とする。			

付記 (略)

別表第5 (第12条関係)

東野公園体育館施設利用料金

利用区分				時間区分			
				(ア) 午前 9時から 午後0時 30分ま で	(イ) 午後 1時から 午後5時 30分ま で	(ウ) 午後 6時から 午後9時 30分ま で	(エ) 午前 9時から 午後9時 30分ま で
競技 場	入場料 等を徴 収しな い場合	スポ ーツ (職 業と して 行う もの)	学校	1,290	1,720	2,590	4,750
				円	円	円	円
			一般	2,160	3,240	4,320	8,640
				円	円	円	円

			を除く。) のため に利用 する 場合				
			その他の場 合	11,000 円	14,610 円	22,000 円	40,250 円
入場料 等を徴 収する 場合	スポ ーツ (職 業と して 行う もの を除 く。) のため に利用 する 場合	学校	2,200 円	3,300 円	4,400 円	8,800 円	
		一般	5,810 円	8,010 円	11,000 円	18,250 円	

			を除く。) のため に利用 する 場合				
			その他の場 合	10,800 円	14,350 円	21,600 円	39,520 円
入場料 等を徴 収する 場合	スポ ーツ (職 業と して 行う もの を除 く。) のため に利用 する 場合	学校	2,160 円	3,240 円	4,320 円	8,640 円	
		一般	5,710 円	7,870 円	10,800 円	17,920 円	

	その他の場 合	29,250 円	44,000 円	58,610 円	110,000 円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
会議室		870円	970円	1,970 円	3,830 円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～5 (略) 6 (ア) (イ) の時間区分においてフロア照明のため点灯したときは、1時間につき全面の場合は650円を、半面の場合は430円を当該利用料金に加算した額とする。 7及び8 (略)					

別表第6 (第12条関係)

東野公園施設利用料金

	時間区分	利用料金	備考
ソ	(略)	(略)	照明設備を利用したとき
フ	午前8時30分から午後5時30分まで	870円	は、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)
ボ	午後1時から午後9時30分まで	1,100円	につき4,400円を加算した額とする。1時間を超えたときは、その超えた時間30分(30分に
ル	午前8時30分から午後9時30分まで	1,410円	場

	その他の場 合	28,720 円	43,200 円	57,550 円	108,000 円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
会議室		860円	960円	1,940 円	3,770 円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～5 (略) 6 (ア) (イ) の時間区分においてフロア照明のため点灯したときは、1時間につき全面の場合は640円を、半面の場合は430円を当該利用料金に加算した額とする。 7及び8 (略)					

別表第6 (第12条関係)

東野公園施設利用料金

	時間区分	利用料金	備考
ソ	(略)	(略)	照明設備を利用したとき
フ	午前8時30分から午後5時30分まで	860円	は、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)
ボ	午後1時から午後9時30分まで	1,080円	につき4,320円を加算した額とする。1時間を超えたときは、その超えた時間30分(30分に
ル	午前8時30分から午後9時30分まで	1,390円	場

			満たない時間は、30分とする。)につき <u>2,200</u> 円を加算した額とする。
運 動 広 場	午前8時30分から午後0時30分まで	<u>650</u> 円	個人利用の場合は、無料とする。照明設備を利用した
	午後1時から午後5時30分まで	<u>1,100</u> 円	ときは、1時間(1時間に満たない時間は、1時間と
	午後6時から午後9時30分まで	<u>1,100</u> 円	する。)につき <u>4,400</u> 円を加算した額とする。1
	午前8時30分から午後5時30分まで	<u>1,750</u> 円	時間を超えたときは、その超えた時間30分(30分
	午後1時から午後9時30分まで	<u>2,200</u> 円	に満たない時間は、30分とする。)につき <u>2,200</u>
	午前8時30分から午後9時30分まで	<u>2,850</u> 円	円を加算した額とする。
	ゲ ー ト ボ ー ル 場	(略)	(略)
	午前8時30分から午後5時30分まで	<u>870</u> 円	

			満たない時間は、30分とする。)につき <u>2,160</u> 円を加算した額とする。
運 動 広 場	午前8時30分から午後0時30分まで	<u>640</u> 円	個人利用の場合は、無料とする。照明設備を利用した
	午後1時から午後5時30分まで	<u>1,080</u> 円	ときは、1時間(1時間に満たない時間は、1時間と
	午後6時から午後9時30分まで	<u>1,080</u> 円	する。)につき <u>4,320</u> 円を加算した額とする。1
	午前8時30分から午後5時30分まで	<u>1,720</u> 円	時間を超えたときは、その超えた時間30分(30分
	午後1時から午後9時30分まで	<u>2,160</u> 円	に満たない時間は、30分とする。)につき <u>2,160</u>
	午前8時30分から午後9時30分まで	<u>2,800</u> 円	円を加算した額とする。
	ゲ ー ト ボ ー ル 場	(略)	(略)
	午前8時30分から午後5時30分まで	<u>860</u> 円	

備考 (略)

別表第7 (第12条関係)

西野公園体育館設備器具利用料金

設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
シャワー装置	1回 1室につき	(略)	(略)
		一般 1,100円	一般 1,100円
(略)	(略)	(略)	(略)
放送装置	1回 1式につき	870円	1,750円
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第8 (第12条関係)

東野公園体育館設備器具利用料金

設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
シャワー装置	1回 1室につき	(略)	(略)
		一般 1,100円	一般 1,100円
(略)	(略)	(略)	(略)
放送装置	1回 1式につき	870円	1,750円

備考 (略)

別表第7 (第12条関係)

西野公園体育館設備器具利用料金

設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
シャワー装置	1回 1室につき	(略)	(略)
		一般 1,080円	一般 1,080円
(略)	(略)	(略)	(略)
放送装置	1回 1式につき	860円	1,720円
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第8 (第12条関係)

東野公園体育館設備器具利用料金

設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
シャワー装置	1回 1室につき	(略)	(略)
		一般 1,080円	一般 1,080円
(略)	(略)	(略)	(略)
放送装置	1回 1式につき	860円	1,720円

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

備考 (略)

別表第9 (第12条関係)

西野公園プール設備器具利用料金

名称	利用区分	利用料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
水泳競技器具	1式1回につき	3,300円	「1回」とは、午前9時から午後0時30分まで又は午後1時から午後5時30分までのいずれかとする。
(略)	(略)	(略)	

別表第10 (第12条関係)

観音山テニスコート利用料金

利用区分 時間区分	個人利用		専用利用	
	中学生以下 1面につき	高校生及び 一般1面につき	学校2面につき	一般2面につき
午前8時30分 から午後0時30分 まで	310円	530円	810円	1,360円
午後1時か	530円	870円	1,100円	2,200円

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

備考 (略)

別表第9 (第12条関係)

西野公園プール設備器具利用料金

名称	利用区分	利用料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
水泳競技器具	1式1回につき	3,240円	「1回」とは、午前9時から午後0時30分まで又は午後1時から午後5時30分までのいずれかとする。
(略)	(略)	(略)	

別表第10 (第12条関係)

観音山テニスコート利用料金

利用区分 時間区分	個人利用		専用利用	
	中学生以下 1面につき	高校生及び 一般1面につき	学校2面につき	一般2面につき
午前8時30分 から午後0時30分 まで	310円	530円	800円	1,340円
午後1時か	530円	860円	1,080円	2,160円

ら午後5時 30分まで				
午後6時から 午後9時 30分まで	530円	<u>870円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,200円</u>
午前8時30 分から午後 5時30分 まで	—	—	<u>1,910円</u>	<u>3,560円</u>
午後1時から 午後9時 30分まで	—	—	<u>2,200円</u>	<u>4,400円</u>
午前8時30 分から午後 9時30分 まで	—	—	<u>3,010円</u>	<u>5,760円</u>

備考

- 1 午後6時から午後9時30分までの利用については、照明設備利用のため個人利用1面につき1,310円、専用利用2面につき2,630円を利用料金に加算した額とする。
- 2 (略)

ら午後5時 30分まで				
午後6時から 午後9時 30分まで	530円	<u>860円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,160円</u>
午前8時30 分から午後 5時30分 まで	—	—	<u>1,880円</u>	<u>3,500円</u>
午後1時から 午後9時 30分まで	—	—	<u>2,160円</u>	<u>4,320円</u>
午前8時30 分から午後 9時30分 まで	—	—	<u>2,960円</u>	<u>5,660円</u>

備考

- 1 午後6時から午後9時30分までの利用については、照明設備利用のため個人利用1面につき1,290円、専用利用2面につき2,590円を利用料金に加算した額とする。
- 2 (略)

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第7条関係）
 （亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第12条関係）			別表（第12条関係）		
時間区分	利用料金（1面につき）		時間区分	利用料金（1面につき）	
	市民が利用する場合	市民以外の者が利用する場合		市民が利用する場合	市民以外の者が利用する場合
午前8時30分から午後0時30分まで	200円	<u>2,080円</u>	午前8時30分から午後0時30分まで	200円	<u>2,050円</u>
午後1時から午後5時30分まで	410円	<u>4,180円</u>	午後1時から午後5時30分まで	410円	<u>4,110円</u>
午後6時から午後9時30分まで	410円	<u>4,180円</u>	午後6時から午後9時30分まで	410円	<u>4,110円</u>
午前8時30分から午後5時30分まで	<u>620円</u>	<u>6,280円</u>	午前8時30分から午後5時30分まで	<u>610円</u>	<u>6,170円</u>
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 照明設備を利用する場合は、1回につき市民が利用するときは <u>5,230円</u> を、市民以外の者が利用するときは市民が利用するときの倍額を当該利用料金に加算した額とする。			2 照明設備を利用する場合は、1回につき市民が利用するときは <u>5,140円</u> を、市民以外の者が利用するときは市民が利用するときの倍額を当該利用料金に加算した額とする。		
3 (略)			3 (略)		

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第8条関係）
 （亀山市関B&G海洋センター条例の一部改正）

改正後					改正前				
別表（第12条関係）					別表（第12条関係）				
1 体育館・トレーニングルーム・ミーティングルーム					1 体育館・トレーニングルーム・ミーティングルーム				
区分		利用料金			区分		利用料金		
		午前9時から 午後0時30 分まで	午後1時から 午後5時30 分まで	午後6時から 午後9時30 分まで			午前9時から 午後0時30 分まで	午後1時から 午後5時30 分まで	午後6時から 午後9時30 分まで
体育館	(略)	(略)	(略)	(略)	体育館	(略)	(略)	(略)	(略)
	団体 全面 利用	1,250円	1,250円	1,250円		団体 全面 利用	1,230円	1,230円	1,230円
半面 利用		620円	620円	620円	半面 利用		610円	610円	610円
トレーニ ングルー ム	(略)	(略)	(略)	(略)	トレーニ ングルー ム	(略)	(略)	(略)	(略)
	団体	1,250円	1,250円	1,250円		団体	1,230円	1,230円	1,230円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					備考 (略)				
2 (略)					2 (略)				

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第9条関係）
 （亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表第2（第22条関係）			別表第2（第22条関係）		
種類	区分	手数料の額	種類	区分	手数料の額
動物の死体	犬及び猫	1頭につき <u>2,080円</u>	動物の死体	犬及び猫	1頭につき <u>2,050円</u>
	その他	市長がその都度定める額		その他	市長がその都度定める額
その他の一般廃棄物	(略)	(略)	その他の一般廃棄物	(略)	(略)
	上記以外の一般廃棄物			上記以外の一般廃棄物	
	1 搬入量が350キログラム以下のとき。	<u>1,560円</u> 。ただし、市内に住所を有する者が自ら搬入するときは、当該手数料を免除する。		1 搬入量が350キログラム以下のとき。	<u>1,540円</u> 。ただし、市内に住所を有する者が自ら搬入するときは、当該手数料を免除する。
	2 搬入量が350キログラムを超え400キログラム以下のとき。	<u>1,560円</u>		2 搬入量が350キログラムを超え400キログラム以下のとき。	<u>1,540円</u>
3 搬入量が400キログラムを超えるとき。	<u>1,560円</u> に100キログラムにつき510円を加算した額。ただし、100キログラム未満の端数があるときは、100キログラムとみなす。	3 搬入量が400キログラムを超えるとき。	<u>1,540円</u> に100キログラムにつき510円を加算した額。ただし、100キログラム未満の端数があるときは、100キログラムとみなす。		
備考	(略)		備考	(略)	

別表第3（第25条関係）

産業廃棄物の処理に要する費用

搬入量10キログラムにつき380円。ただし、当該搬入量が10キログラム未満のときは10キログラムとし、10キログラムを超え10キログラム未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。

別表第3（第25条関係）

産業廃棄物の処理に要する費用

搬入量10キログラムにつき370円。ただし、当該搬入量が10キログラム未満のときは10キログラムとし、10キログラムを超え10キログラム未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第10条関係）
 （亀山市文化会館条例の一部改正）

改正後					改正前						
別表（第13条関係） 会館利用料金 1 基本利用料金					別表（第13条関係） 会館利用料金 1 基本利用料金						
種別\区分		午前	午後	夜間	全日	種別\区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
ホール	平日	11,000	16,500	23,100	48,400	ホール	平日	10,800	16,200	22,680	47,520
		円	円	円	円			円	円	円	円
ホール	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	14,300	20,900	29,700	60,500	ホール	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	14,040	20,520	29,160	59,400
		円	円	円	円			円	円	円	円
楽屋		530円	530円	530円	1,610円	楽屋		530円	530円	530円	1,590円
リハーサル室		1,100	1,100	1,100	3,300	リハーサル室		1,080	1,080	1,080	3,240

		円	円	円	円
ホワイエ		1,610	1,610	1,610	4,400
		円	円	円	円
会議室（備付けの机及び椅子を含む。）	全室利用	5,500	6,600	7,700	16,500
		円	円	円	円
	区分利用	3,300	3,830	4,400	9,900
		円	円	円	円

備考（略）

2 冷暖房利用料金

区分		利用料金
ホール	冷房	9,900円
	暖房	7,700円
楽屋		530円
リハーサル室		1,100円
会議室	全室利用	4,400円
	区分利用	2,200円

備考（略）

3 附属器具利用料金

種別	品名	単位	利用料金	摘要
舞台	所作台	1式	4,400円	
設備	花道所作台	1式	1,630円	

		円	円	円	円
ホワイエ		1,590	1,590	1,590	4,320
		円	円	円	円
会議室（備付けの机及び椅子を含む。）	全室利用	5,400	6,480	7,560	16,200
		円	円	円	円
	区分利用	3,240	3,770	4,320	9,720
		円	円	円	円

備考（略）

2 冷暖房利用料金

区分		利用料金
ホール	冷房	9,720円
	暖房	7,560円
楽屋		530円
リハーサル室		1,080円
会議室	全室利用	4,320円
	区分利用	2,160円

備考（略）

3 附属器具利用料金

種別	品名	単位	利用料金	摘要
舞台	所作台	1式	4,320円	
設備	花道所作台	1式	1,610円	

(略)	(略)	(略)	(略)
音響反射板	1式	4,400円	
松羽目	1式	1,630円	
竹羽目	1式	1,630円	
金屏風	1式	1,630円	
紗幕	1張	1,100円	
浅黄幕	1張	1,100円	
紅白幕	1張	1,100円	
(略)	(略)	(略)	(略)
地がすり	1式	1,100円	
大太鼓	1式	760円	
ドライアイスマシン	1式	1,630円	
鳥居囲い	1式	1,100円	
(略)	(略)	(略)	(略)
銀屏風	1式	1,630円	
振り落とし装置	1式	1,100円	
楽器	ピアノ（外国製）フルコンサート	1台	9,900円 調律料 を含ま ない。
	ピアノ（国産）フルコンサート	1台	5,500円 調律料 を含ま ない。

(略)	(略)	(略)	(略)
音響反射板	1式	4,320円	
松羽目	1式	1,610円	
竹羽目	1式	1,610円	
金屏風	1式	1,610円	
紗幕	1張	1,080円	
浅黄幕	1張	1,080円	
紅白幕	1張	1,080円	
(略)	(略)	(略)	(略)
地がすり	1式	1,080円	
大太鼓	1式	750円	
ドライアイスマシン	1式	1,610円	
鳥居囲い	1式	1,080円	
(略)	(略)	(略)	(略)
銀屏風	1式	1,610円	
振り落とし装置	1式	1,080円	
楽器	ピアノ（外国製）フルコンサート	1台	9,720円 調律料 を含ま ない。
	ピアノ（国産）フルコンサート	1台	5,400円 調律料 を含ま ない。

	ピアノ（国産）アップライト	1台	<u>1,100円</u>	調律料 を含ま ない。
照明 設備	(略)	(略)	(略)	(略)
	センターピンスポットライト	1台	<u>1,100円</u>	2KWク セノン
	(略)	(略)	(略)	(略)
	ピンスポットライト	1台	<u>1,100円</u>	2KWク セノン
	(略)	(略)	(略)	(略)
	星球	1式	<u>1,100円</u>	
	プラステートカラー	1式	<u>1,100円</u>	
音響 設備	(略)	(略)	(略)	(略)
	ワイヤレスマイク	1本	<u>1,100円</u>	
	3点吊マイク装置	1式	<u>1,100円</u>	
	エレベーターマイク	1式	<u>760円</u>	
	ステージスピーカー	1式	<u>870円</u>	
	移動用はね返りスピーカー	1式	<u>870円</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	ワンポイントステレオマイク	1式	<u>1,100円</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)

	ピアノ（国産）アップライト	1台	<u>1,080円</u>	調律料 を含ま ない。
照明 設備	(略)	(略)	(略)	(略)
	センターピンスポットライト	1台	<u>1,080円</u>	2KWク セノン
	(略)	(略)	(略)	(略)
	ピンスポットライト	1台	<u>1,080円</u>	2KWク セノン
	(略)	(略)	(略)	(略)
	星球	1式	<u>1,080円</u>	
	プラステートカラー	1式	<u>1,080円</u>	
音響 設備	(略)	(略)	(略)	(略)
	ワイヤレスマイク	1本	<u>1,080円</u>	
	3点吊マイク装置	1式	<u>1,080円</u>	
	エレベーターマイク	1式	<u>750円</u>	
	ステージスピーカー	1式	<u>860円</u>	
	移動用はね返りスピーカー	1式	<u>860円</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	ワンポイントステレオマイク	1式	<u>1,080円</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)

その他	映写機 16mm	1台	3,300円	スクリーン付
	(略)	(略)	(略)	(略)
	パンチカーペット	1式	1,630円	
	ビニールマット	1式	1,630円	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	移動用プロジェクター	1台	1,100円	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	常設プロジェクター	1台	11,000円	
	300型スクリーン	1台	1,100円	

備考 (略)

その他	映写機 16mm	1台	3,240円	スクリーン付
	(略)	(略)	(略)	(略)
	パンチカーペット	1式	1,610円	
	ビニールマット	1式	1,610円	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	移動用プロジェクター	1台	1,080円	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	常設プロジェクター	1台	10,800円	
	300型スクリーン	1台	1,080円	

備考 (略)

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第11条関係）
 （亀山市関文化交流センター条例の一部改正）

改正後						改正前					
別表（第9条関係）						別表（第9条関係）					
区分	使用料					区分	使用料				
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後4時30分まで	午前9時から午後9時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後4時30分まで	午前9時から午後9時まで
多目的ホール	5,230円	5,230円	5,750円	8,370円	10,470円	多目的ホール	5,140円	5,140円	5,650円	8,220円	10,280円
	(1,880円)	(1,880円)	(2,080円)	(2,920円)	(3,650円)		(1,850円)	(1,850円)	(2,050円)	(2,870円)	(3,590円)
ロビー兼展示室	4,180円	4,180円	4,700円	6,280円	8,370円	ロビー兼展示室	4,110円	4,110円	4,620円	6,170円	8,220円
	(1,450円)	(1,450円)	(1,670円)	(2,200円)	(2,920円)		(1,430円)	(1,430円)	(1,640円)	(2,160円)	(2,870円)
料理教室	1,560円	1,560円	1,980円	2,820円	3,970円	料理教室	1,540円	1,540円	1,950円	2,770円	3,900円
	(620円)	(620円)	(720円)	(1,030円)	(1,450円)		(610円)	(610円)	(710円)	(1,020円)	(1,430円)
老人いこい室	1,030円	1,030円	1,250円	1,880円	2,610円	老人いこい室	1,020円	1,020円	1,230円	1,850円	2,570円
	(410円)	(410円)	(510円)	(720円)	(930円)		(410円)	(410円)	(510円)	(710円)	(920円)
老人対話室	1,030円	1,030円	1,250円	1,880円	2,610円	老人対話室	1,020円	1,020円	1,230円	1,850円	2,570円
	(410円)	(410円)	(510円)	(720円)	(930円)		(410円)	(410円)	(510円)	(710円)	(920円)

和室	1,030円	1,030円	1,250円	1,560円	2,080円
	(410円)	(410円)	(510円)	(620円)	(720円)
研修室 (1)	1,030円	1,030円	1,250円	1,880円	2,610円
	(410円)	(410円)	(510円)	(720円)	(930円)
研修室 (2)	830円	830円	1,030円	1,560円	2,080円
	(300円)	(300円)	(410円)	(620円)	(720円)
会議室 (1)	1,030円	1,030円	1,250円	1,880円	2,610円
	(410円)	(410円)	(510円)	(720円)	(930円)
会議室 (2)	830円	830円	1,030円	1,560円	2,080円
	(300円)	(300円)	(410円)	(620円)	(720円)
会議室 (1)及び (2)	1,560円	1,560円	1,880円	2,610円	3,130円
	(620円)	(620円)	(720円)	(930円)	(1,150円)

備考 (略)

和室	1,020円	1,020円	1,230円	1,540円	2,050円
	(410円)	(410円)	(510円)	(610円)	(710円)
研修室 (1)	1,020円	1,020円	1,230円	1,850円	2,570円
	(410円)	(410円)	(510円)	(710円)	(920円)
研修室 (2)	820円	820円	1,020円	1,540円	2,050円
	(300円)	(300円)	(410円)	(610円)	(710円)
会議室 (1)	1,020円	1,020円	1,230円	1,850円	2,570円
	(410円)	(410円)	(510円)	(710円)	(920円)
会議室 (2)	820円	820円	1,020円	1,540円	2,050円
	(300円)	(300円)	(410円)	(610円)	(710円)
会議室 (1)及び (2)	1,540円	1,540円	1,850円	2,570円	3,080円
	(610円)	(610円)	(710円)	(920円)	(1,130円)

備考 (略)

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第12条関係）
 （亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正）

改正後					改正前						
別表第1（第12条関係） コミュニティセンター利用料金					別表第1（第12条関係） コミュニティセンター利用料金						
1 基本利用料金					1 基本利用料金						
種別\区分		午前	午後	夜間	全日	種別\区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
全室利用	平日	4,400円	5,500円	6,600円	13,200円	全室利用	平日	4,320円	5,400円	6,480円	12,960円
	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）	5,500円	6,600円	8,800円	17,600円		日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）	5,400円	6,480円	8,640円	17,280円

区分 利用	平日	1,510円	1,860円	2,300円	4,400円
	日曜日、土曜日 及び祝日法によ る休日	1,860円	2,300円	2,960円	6,030円

備考 (略)

2 冷暖房利用料金

区分		利用料金
全室利用	冷房	5,500円
	暖房	4,400円
区分利用	冷房	1,630円
	暖房	1,100円

備考 (略)

3 附属器具利用料金

品名	単位	利用料金
ピアノGIII	1台	3,300円
(略)	(略)	(略)
ドラムセット	1式	870円
映写機 16mm	1式	1,100円
(略)	(略)	(略)
ワイヤレスマイク	1本	1,100円
(略)	(略)	(略)

区分 利用	平日	1,490円	1,830円	2,260円	4,320円
	日曜日、土曜日 及び祝日法によ る休日	1,830円	2,260円	2,910円	5,930円

備考 (略)

2 冷暖房利用料金

区分		利用料金
全室利用	冷房	5,400円
	暖房	4,320円
区分利用	冷房	1,610円
	暖房	1,080円

備考 (略)

3 附属器具利用料金

品名	単位	利用料金
ピアノGIII	1台	3,240円
(略)	(略)	(略)
ドラムセット	1式	860円
映写機 16mm	1式	1,080円
(略)	(略)	(略)
ワイヤレスマイク	1本	1,080円
(略)	(略)	(略)

プラスターカラー	1式	<u>1,100円</u>
はね返りスピーカー	1式	<u>1,100円</u>
(略)	(略)	(略)
パンチカーペット	1式	<u>1,630円</u>
ビニールマット	1式	<u>1,630円</u>
(略)	(略)	(略)
ビデオプロジェクター	1台	<u>1,630円</u>

備考 (略)

別表第2 (第19条関係)

喫茶コーナー利用料金

区分	利用料金
喫茶コーナー	月額 <u>52,370円</u>

備考 (略)

プラスターカラー	1式	<u>1,080円</u>
はね返りスピーカー	1式	<u>1,080円</u>
(略)	(略)	(略)
パンチカーペット	1式	<u>1,610円</u>
ビニールマット	1式	<u>1,610円</u>
(略)	(略)	(略)
ビデオプロジェクター	1台	<u>1,610円</u>

備考 (略)

別表第2 (第19条関係)

喫茶コーナー利用料金

区分	利用料金
喫茶コーナー	月額 <u>51,420円</u>

備考 (略)

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第13条関係）
（亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正）

改正後					改正前				
<p>（使用料）</p> <p>第12条 センターの使用料は、市民又は市内の公益団体がセンターの設置目的のために使用する場合であって市長が認めたときは、無料とする。ただし、市民以外の者が使用する場合又は収益を目的として使用する場合は、次の表に定める使用料を前納しなければならない。</p>					<p>（使用料）</p> <p>第12条 センターの使用料は、市民又は市内の公益団体がセンターの設置目的のために使用する場合であって市長が認めたときは、無料とする。ただし、市民以外の者が使用する場合又は収益を目的として使用する場合は、次の表に定める使用料を前納しなければならない。</p>				
区分	使用料				区分	使用料			
	午前8時30分 から正午ま で	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時ま で	午前8時30分 から午後10 時まで		午前8時30分 から正午ま で	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時ま で	午前8時30分 から午後10 時まで
集会室	970円	1,630円	3,300円	4,930円	集会室	960円	1,610円	3,240円	4,850円
和室	970円	1,630円	3,300円	4,930円	和室	960円	1,610円	3,240円	4,850円
調理室	970円	1,630円	3,300円	4,930円	調理室	960円	1,610円	3,240円	4,850円

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第14条関係）
 （鈴鹿馬子唄会館条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
ホール	4,180円 (720円)	4,180円 (720円)	4,180円 (720円)	ホール	4,110円 (710円)	4,110円 (710円)	4,110円 (710円)
会議室	1,450円 (300円)	1,450円 (300円)	1,450円 (300円)	会議室	1,430円 (300円)	1,430円 (300円)	1,430円 (300円)
和室1	1,450円 (300円)	1,450円 (300円)	1,450円 (300円)	和室1	1,430円 (300円)	1,430円 (300円)	1,430円 (300円)
和室2	1,450円 (300円)	1,450円 (300円)	1,450円 (300円)	和室2	1,430円 (300円)	1,430円 (300円)	1,430円 (300円)
備考（略）				備考（略）			

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第15条関係）
 （亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
1階イベントホール	<u>4,180円</u> (720円)	<u>4,180円</u> (720円)	<u>4,180円</u> (720円)	1階イベントホール	<u>4,110円</u> (710円)	<u>4,110円</u> (710円)	<u>4,110円</u> (710円)
1階調理実習室	<u>1,030円</u> (100円)	<u>1,030円</u> (100円)	<u>1,030円</u> (100円)	1階調理実習室	<u>1,020円</u> (100円)	<u>1,020円</u> (100円)	<u>1,020円</u> (100円)
2階会議室	<u>2,080円</u> (300円)	<u>2,080円</u> (300円)	<u>2,080円</u> (300円)	2階会議室	<u>2,050円</u> (300円)	<u>2,050円</u> (300円)	<u>2,050円</u> (300円)
2階和室	<u>2,080円</u> (300円)	<u>2,080円</u> (300円)	<u>2,080円</u> (300円)	2階和室	<u>2,050円</u> (300円)	<u>2,050円</u> (300円)	<u>2,050円</u> (300円)
備考（略）				備考（略）			

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第16条関係）
 （亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
種目	利用区分	単位	利用料金	種目	利用区分	単位	利用料金
バンガロー 施設	午後4時から翌日午前9 時まで	1人	<u>1,100円</u> (530円)	バンガロー 施設	午後4時から翌日午前9 時まで	1人	<u>1,080円</u> (530円)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	午後4時から翌日午前9 時まで	1ブロック	<u>6,600円</u> (3,300円)		テント村	午後4時から翌日午前9 時まで	1ブロック
	貸切り	<u>22,000円</u> (11,000円)	貸切り	<u>21,600円</u> (10,800円)			
午前10時から午後3時 まで	1団体	<u>4,400円</u> (2,200円)	午前10時から午後3時 まで	1団体		<u>4,320円</u> (2,160円)	
屋内研修施 設	午後4時から翌日午前9 時まで	1室	<u>22,000円</u> (11,000円)	屋内研修施 設	午後4時から翌日午前9 時まで	1室	<u>21,600円</u> (10,800円)
		貸切り	<u>55,000円</u> (27,500円)			貸切り	<u>54,000円</u> (27,000円)
	午前10時から午後3時 まで	1室	<u>13,200円</u> (6,600円)		午前10時から午後3時 まで	1室	<u>12,960円</u> (6,480円)
		貸切り	<u>33,000円</u> (16,500円)			貸切り	<u>32,400円</u> (16,200円)

備考 (略)

備考 (略)

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第17条関係）
 （亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表第2（第11条関係）			別表第2（第11条関係）		
区分	月額使用料（1戸当たり）		区分	月額使用料（1戸当たり）	
一般家庭	基本料金	2,200円	一般家庭	基本料金	2,160円
	人数割料金	1人につき 550円		人数割料金	1人につき 540円
一般家庭以外	基本料金	2,200円	一般家庭以外	基本料金	2,160円
	人数割料金	処理対象人員1人につき 550円		人数割料金	処理対象人員1人につき 540円
備考（略）			備考（略）		

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第18条関係）
 （亀山市林業総合センター条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
大研修室及び 中会議室	2,080円 (720円)	2,080円 (720円)	2,080円 (720円)	大研修室及び 中会議室	2,050円 (710円)	2,050円 (710円)	2,050円 (710円)
大研修室	1,350円 (720円)	1,350円 (720円)	1,350円 (720円)	大研修室	1,330円 (710円)	1,330円 (710円)	1,330円 (710円)
中会議室	830円 (410円)	830円 (410円)	830円 (410円)	中会議室	820円 (410円)	820円 (410円)	820円 (410円)
小会議室	720円 (300円)	720円 (300円)	720円 (300円)	小会議室	710円 (300円)	710円 (300円)	710円 (300円)
特産加工室	1,030円 (510円)	1,030円 (510円)	1,030円 (510円)	特産加工室	1,020円 (510円)	1,020円 (510円)	1,020円 (510円)
和室	720円 (300円)	720円 (300円)	720円 (300円)	和室	710円 (300円)	710円 (300円)	710円 (300円)
備考（略）				備考（略）			

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第19条関係）
 （亀山市都市公園条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表第2（第16条関係）				別表第2（第16条関係）			
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
都市公園	(略)	(略)	(略)	都市公園	(略)	(略)	(略)
内におい	業として映画を撮影する場	1日	1,100円	内におい	業として映画を撮影する場	1日	1,080円
て行為を	合			て行為を	合		
する場合	(略)	(略)	(略)	する場合	(略)	(略)	(略)

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第20条関係）
 （亀山市公共下水道条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表第3（第25条関係）				別表第3（第25条関係）			
基本使用料金		従量使用料金		基本使用料金		従量使用料金	
汚水の量	料金	汚水の量	料金（1立方メートルにつき）	汚水の量	料金	汚水の量	料金（1立方メートルにつき）
10立方メートルまで	990円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	148円	10立方メートルまで	972円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	145円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	165円			20立方メートルを超え30立方メートルまで	162円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	187円			30立方メートルを超え50立方メートルまで	183円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	214円			50立方メートルを超え100立方メートルまで	210円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	247円			100立方メートルを超え500立方メートルまで	243円
		500立方メートルを超えるもの	280円			500立方メートルを超えるもの	275円

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第21条関係）
（亀山市道路占用料徴収条例の一部改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（占用料の額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあつては、括弧書により100円とする前の額）に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、前項ただし書により算定することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（占用料の額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあつては、括弧書により100円とする前の額）に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、前項ただし書により算定することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第22条関係）
（亀山市水道事業給水条例の一部改正）

改正後					改正前							
別表第1（第32条関係）					別表第1（第32条関係）							
種別	料率 用途	基本料金（1月につき）		超過料金 （1立方メ ートルにつ き）	摘要	種別	料率 用途	基本料金（1月につき）		超過料金 （1立方メ ートルにつ き）	摘要	
		メーター 口径	水量					料金	メーター 口径			水量
専用	一般用	13ミリ メートル	5立方メ ートルま で	726円	6立方メ ートルから10 立方メ ートルまで	専用	一般用	13ミリ メートル	5立方メ ートルま で	712円	6立方メ ートルから10 立方メ ートルまで	
		20ミリ メートル		968円				20ミリ メートル		950円		
		25ミリ メートル		1,441円				25ミリ メートル		1,414円		
		30ミリ メートル		2,442円				30ミリ メートル		2,397円		
		40ミリ メートル		5,258円				40ミリ メートル		5,162円		
		50ミリ メートル		9,141円				50ミリ メートル		8,974円		
		75ミリ メートル		12,672円				75ミリ メートル		12,441円		

100ミ リメートル		<u>21,945円</u>	<u>116円</u>
			31立方メートルから
150ミ リメートル		<u>50,699円</u>	<u>118円</u>
			50立方メートルまで
200ミ リメートル		<u>86,394円</u>	<u>145円</u>
			51立方メートルから 100立方メートルまで
			<u>177円</u>
			101立方メートルから 200立方メートルまで
			<u>181円</u>
			201立方メートル以上
浴場用	30立方	<u>2,838円</u>	<u>52円</u>

100ミ リメートル		<u>21,546円</u>	<u>114円</u>
			31立方メートルから
150ミ リメートル		<u>49,777円</u>	<u>116円</u>
			50立方メートルまで
200ミ リメートル		<u>84,823円</u>	<u>142円</u>
			51立方メートルから 100立方メートルまで
			<u>173円</u>
			101立方メートルから 200立方メートルまで
			<u>178円</u>
			201立方メートル以上
浴場用	30立方	<u>2,786円</u>	<u>51円</u>

			メートル まで			
共用	13ミリ メートル	5立方メ ートルま で		<u>726円</u>	6立方メ ートルから10	
	20ミリ メートル			<u>968円</u>	立方メート ルまで	
	25ミリ メートル			<u>1,441円</u>	<u>100円</u>	
	30ミリ メートル			<u>2,442円</u>	11立方メ ートルから	
					<u>113円</u>	20立方メ ートルまで
				<u>116円</u>	21立方メ ートルから	
					30立方メ ートルまで	
					<u>116円</u>	31立方メ ートルから
					50立方メ ートルまで	
				<u>118円</u>		
					51立方メ	

			メートル まで			
共用	13ミリ メートル	5立方メ ートルま で		<u>712円</u>	6立方メ ートルから10	
	20ミリ メートル			<u>950円</u>	立方メート ルまで	
	25ミリ メートル			<u>1,414円</u>	<u>98円</u>	
	30ミリ メートル			<u>2,397円</u>	11立方メ ートルから	
					<u>111円</u>	20立方メ ートルまで
				<u>114円</u>	21立方メ ートルから	
					30立方メ ートルまで	
					<u>114円</u>	31立方メ ートルから
					50立方メ ートルまで	
				<u>116円</u>		
					51立方メ	

				一トから 100立方 メートルま で <u>145円</u>		
				101立方 メートルか ら200立 方メートル まで <u>177円</u>		
				201立方 メートル以 上 <u>181円</u>		
特設	公衆用		1栓につ き	<u>1,100円</u>		
	工事用 ・臨時 用		20立方 メートル まで	<u>6,600円</u>	<u>330円</u>	
消火栓	演習用		1演習に つき	<u>1,100円</u>		1回の 演習時 間は30

				一トから 100立方 メートルま で <u>142円</u>		
				101立方 メートルか ら200立 方メートル まで <u>173円</u>		
				201立方 メートル以 上 <u>178円</u>		
特設	公衆用		1栓につ き	<u>1,080円</u>		
	工事用 ・臨時 用		20立方 メートル まで	<u>6,480円</u>	<u>324円</u>	
消火栓	演習用		1演習に つき	<u>1,080円</u>		1回の 演習時 間は30

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第23条関係）
（亀山市工業用水道事業給水条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（料金の算定）</p> <p>第25条 工業用水の料金（以下「料金」という。）は、次に掲げる基本料金と超過料金との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>（1）基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に1立方メートルにつき、ア及びイに掲げる亀山市工業用水道事業に係る工区に応じ、それぞれア及びイに定める金額を乗じて得た額</p> <p>ア 第1期工区（平成19年3月31日以前に第22条の規定により工業用水の使用を開始した区域をいう。次号において同じ。） <u>29円33銭</u></p> <p>イ 第2期工区（平成19年4月1日以後に第22条の規定により工業用水の使用を開始した区域をいう。次号において同じ。） <u>36円41銭</u></p> <p>（2）超過料金 前条第1項又は第2項の規定により算定又は認定をした超過使用水量に1立方メートルにつき、ア及びイに掲げる亀山市工業用水道事業に係る工区に応じ、それぞれア及びイに定める金額を乗じて得た額</p> <p>ア 第1期工区 <u>29円33銭</u></p>	<p>（料金の算定）</p> <p>第25条 工業用水の料金（以下「料金」という。）は、次に掲げる基本料金と超過料金との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>（1）基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に1立方メートルにつき、ア及びイに掲げる亀山市工業用水道事業に係る工区に応じ、それぞれア及びイに定める金額を乗じて得た額</p> <p>ア 第1期工区（平成19年3月31日以前に第22条の規定により工業用水の使用を開始した区域をいう。次号において同じ。） <u>28円80銭</u></p> <p>イ 第2期工区（平成19年4月1日以後に第22条の規定により工業用水の使用を開始した区域をいう。次号において同じ。） <u>35円74銭</u></p> <p>（2）超過料金 前条第1項又は第2項の規定により算定又は認定をした超過使用水量に1立方メートルにつき、ア及びイに掲げる亀山市工業用水道事業に係る工区に応じ、それぞれア及びイに定める金額を乗じて得た額</p> <p>ア 第1期工区 <u>28円80銭</u></p>

イ 第2期工区 36円41銭
2 (略)

イ 第2期工区 35円74銭
2 (略)

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第24条関係）
（亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正）

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1 使用料				別表（第2条関係） 1 使用料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
(略)			(略)	(略)			(略)
個室の使 用に係る もの	地域包括ケ ア病床以外	1日につき	個室南 <u>4,400円</u> 個室北 <u>3,300円</u>	個室の使 用に係る もの	地域包括ケ ア病床以外	1日につき	個室南 <u>4,320円</u> 個室北 <u>3,240円</u>
	地域包括ケ ア病床	1日につき	<u>1,100円</u>		地域包括ケ ア病床	1日につき	<u>1,080円</u>
健康保険法第63条第 2項第4号及び高齢者 医療確保法第64条第 2項第4号に規定する 選定療養に関し、厚生 労働大臣が定める方法 により計算した入院期 間が180日を超えた 日以後の入院に係るも の		1日につき	当該入院に係る厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じた点数（その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に10円を乗じて得た額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額	健康保険法第63条第 2項第4号及び高齢者 医療確保法第64条第 2項第4号に規定する 選定療養に関し、厚生 労働大臣が定める方法 により計算した入院期 間が180日を超えた 日以後の入院に係るも の		1日につき	当該入院に係る厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じた点数（その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に10円を乗じて得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額
(略)			(略)	(略)			(略)

2 手数料

区分		単位	金額
診断書	簡単なもの	1 通につき	1,100円以上
	複雑なもの	1 通につき	3,300円以上
死亡診断書		1 通につき	3,300円以上
健康診断書	簡単なもの	1 通につき	2,200円以上
	複雑なもの	1 通につき	3,300円以上
死体検案書		1 通につき	5,500円以上
各種証明書	簡単なもの	1 通につき	220円以上
	複雑なもの	1 通につき	1,100円以上

2 手数料

区分		単位	金額
診断書	簡単なもの	1 通につき	1,080円以上
	複雑なもの	1 通につき	3,240円以上
死亡診断書		1 通につき	3,240円以上
健康診断書	簡単なもの	1 通につき	2,160円以上
	複雑なもの	1 通につき	3,240円以上
死体検案書		1 通につき	5,400円以上
各種証明書	簡単なもの	1 通につき	216円以上
	複雑なもの	1 通につき	1,080円以上

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第25条関係）
 （亀山市勤労文化会館条例の一部改正）

改正後					改正前				
別表（第12条関係）					別表（第12条関係）				
区分	利用料金（1室当たり）				区分	利用料金（1室当たり）			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大会議室	2,300円	2,300円	2,300円	6,280円	大会議室	2,260円	2,260円	2,260円	6,170円
会議室	1,250円	1,250円	1,250円	3,130円	会議室	1,230円	1,230円	1,230円	3,080円
和室	1,250円	1,250円	1,250円	3,130円	和室	1,230円	1,230円	1,230円	3,080円
備考（略）					備考（略）				

亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第26条関係）
（亀山市斎場条例の一部改正）

改正後						改正前							
別表（第6条関係）						別表（第6条関係）							
施設	区分		単位	使用料		備考	施設	区分		単位	使用料		備考
				市内	市外						市内	市外	
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
葬儀場	通夜のみ	式場(大)	1回	62,850円	188,560円	午後4時から翌日午前10時まで	葬儀場	通夜のみ	式場(大)	1回	61,710円	185,140円	午後4時から翌日午前10時まで
		式場(小)	1回	47,130円	141,420円				式場(小)	1回	46,280円	138,850円	
	告別式のみ	式場(大)	1回	52,370円	157,130円	午前10時から午後3時まで	葬儀場	告別式のみ	式場(大)	1回	51,420円	154,280円	午前10時から午後3時まで
		式場(小)	1回	36,650円	110,000円				式場(小)	1回	35,990円	108,000円	
	通夜から告別式まで	式場(大)	1回	104,750円	314,280円	午後4時から翌日午後3時まで	葬儀場	通夜から告別式まで	式場(大)	1回	102,850円	308,570円	午後4時から翌日午後3時まで
		式場(小)	1回	73,320円	220,000円				式場(小)	1回	71,990円	216,000円	
焼却施設	小動物	収骨あり	1匹	8,800円	31,420円		焼却施設	小動物	収骨あり	1匹	8,640円	30,850円	
		収骨なし	1匹	4,400円					収骨なし	1匹	4,320円		

身体の一部、胞衣等（10キログラムまで）	1件	<u>4,400円</u>	—	10キログラムを超える量が5キログラムまでごとに <u>2,200</u> 円
----------------------	----	---------------	---	---

備考 (略)

身体の一部、胞衣等（10キログラムまで）	1件	<u>4,320円</u>	—	10キログラムを超える量が5キログラムまでごとに <u>2,160</u> 円
----------------------	----	---------------	---	---

備考 (略)

亀山市基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>(積立基金の名称等)</p> <p>第3条 市が設置する積立基金の名称及び設置目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="271 572 1106 815"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険事業運営基金</td> <td>国民健康保険事業における財政の健全な運営のための資金に充てるため</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 (略)</p>	名称	設置目的	(略)	(略)	国民健康保険事業運営基金	国民健康保険事業における財政の健全な運営のための資金に充てるため	(略)	(略)	<p>(積立基金の名称等)</p> <p>第3条 市が設置する積立基金の名称及び設置目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 572 2002 815"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険給付費等支払準備基金</td> <td>国民健康保険事業における財政の健全な運営のための資金に充てるため</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 (略)</p>	名称	設置目的	(略)	(略)	国民健康保険給付費等支払準備基金	国民健康保険事業における財政の健全な運営のための資金に充てるため	(略)	(略)
名称	設置目的																
(略)	(略)																
国民健康保険事業運営基金	国民健康保険事業における財政の健全な運営のための資金に充てるため																
(略)	(略)																
名称	設置目的																
(略)	(略)																
国民健康保険給付費等支払準備基金	国民健康保険事業における財政の健全な運営のための資金に充てるため																
(略)	(略)																

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="284 528 1104 722"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関宿旅籠玉屋歴史資料館</td> <td>亀山市関町中町4 4 4 番地 1</td> </tr> <tr> <td>関まちなみ資料館</td> <td>亀山市関町中町4 8 2 番地</td> </tr> <tr> <td>関の山車会館</td> <td>亀山市関町中町5 3 1 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 資料館で行う事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関宿の歴史、文化、<u>旅籠及び山車</u>に関する資料の展示に関すること。</p> <p>(3) 歴史、文化、<u>町並み保存及び山車</u>に関する交流の場としての活用に関すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(離れ等の時間外使用)</u></p> <p>第5条 <u>市長は、資料館の開館時間以外の時間において、資料館の設置目的に反しない範囲で関の山車会館の離れ及び集会室（以下「離れ等」</u></p>	名称	位置	関宿旅籠玉屋歴史資料館	亀山市関町中町4 4 4 番地 1	関まちなみ資料館	亀山市関町中町4 8 2 番地	関の山車会館	亀山市関町中町5 3 1 番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 528 1998 675"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関宿旅籠玉屋歴史資料館</td> <td>亀山市関町中町4 4 4 番地 1</td> </tr> <tr> <td>関まちなみ資料館</td> <td>亀山市関町中町4 8 2 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 資料館で行う事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関宿の歴史、文化及び<u>旅籠</u>に関する資料の展示に関すること。</p> <p>(3) 歴史、文化及び<u>町並み保存</u>に関する交流の場としての活用に関すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p>	名称	位置	関宿旅籠玉屋歴史資料館	亀山市関町中町4 4 4 番地 1	関まちなみ資料館	亀山市関町中町4 8 2 番地
名称	位置														
関宿旅籠玉屋歴史資料館	亀山市関町中町4 4 4 番地 1														
関まちなみ資料館	亀山市関町中町4 8 2 番地														
関の山車会館	亀山市関町中町5 3 1 番地														
名称	位置														
関宿旅籠玉屋歴史資料館	亀山市関町中町4 4 4 番地 1														
関まちなみ資料館	亀山市関町中町4 8 2 番地														

という。)を使用させることができる。

2 前項の規定による使用(以下「時間外使用」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、資料館の管理上必要があるときは、前項の許可(以下「時間外使用の許可」という。)に必要な条件を付することができる。

(時間外使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、時間外使用の許可を与えない。

(1) 営利を目的とした使用と認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 資料館の施設、附属設備、資料等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 資料館の管理上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がその使用を不相当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第7条 時間外使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に離れ等を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(時間外使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その時間外使用の許可を取り消し、時間外使用の中止を命じ、又は許可した事項を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の行為により時間外使用の許可を受けたとき。

(2) 第4条の指示に違反したとき。

(3) 第5条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めたととき。

2 市は、前項の規定により時間外使用の許可を取り消し、時間外使用の中止を命じ、又は許可した事項を変更した場合において、使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

(入館料及び使用料の納付)

第9条 資料館に入館しようとする者は、別表第1に定める入館料を納付しなければならない。

2 使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

(入館料及び使用料の免除)

第10条 市長は、特に必要があると認めたとときは、入館料及び使用料を免除することができる。

(入館料及び使用料の還付)

第11条 既納の入館料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めたとときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館料_____の納付)

第5条 資料館に入館しようとする者は、別表_____に定める入館料を納付しなければならない。

(入館料_____の免除)

第6条 市長は、特に必要があると認めたとときは、入館料_____を免除することができる。

(入館料_____の還付)

第7条 既納の入館料_____は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めたとときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 施設等 _____ を
損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(4) (略)

(特別の設備等)

第13条 使用者は、時間外使用に関し特別の設備をし、又は離れ等に変更を加え、若しくは備付け以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、時間外使用が終了したとき又は第8条第1項の規定により時間外使用の許可を取り消され、若しくは時間外使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第15条及び第16条 (略)

(入館の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 資料館の施設、附属設備、資料等(以下「施設等」という。) を
損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(4) (略)

第9条 及び第10条 (略)

別表(第5条関係)

区分	入館料	
	一般	学生・生徒・児童
個人	300円	200円
団体	1人につき 250円	1人につき 150円

別表第1（第9条関係）

区分	入館料					
	関宿旅籠玉屋歴史資料館及び関まちなみ資料館に入館する場合		関の山車会館に入館する場合		関宿旅籠玉屋歴史資料館、関まちなみ資料館及び関の山車会館に入館する場合	
	一般	学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童
個人	300円	200円	300円	200円	500円	300円
団体	1人につき 250円	1人につき 150円	1人につき 250円	1人につき 150円	1人につき 400円	1人につき 200円

備考

団体とは、30人以上のものをいう。

別表第2（第9条関係）

区分	使用料（午後5時から午後9時まで）
離れ	710円
集会室	710円

備考

- 1 入館料とは、関宿旅籠玉屋歴史資料館及び関まちなみ資料館の2館に入館する場合の入館料をいう。
- 2 団体とは、30人以上のものをいう。

備考

冷暖房を使用する場合は、当該使用料に300円を加算する。

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後		改正前	
別表第2（第9条関係）		別表第2（第9条関係）	
区分	使用料（午後5時から午後9時まで）	区分	使用料（午後5時から午後9時まで）
離れ	720円	離れ	710円
集会室	720円	集会室	710円
備考（略）		備考（略）	

鈴鹿峠自然の家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
				1 施設使用料			
区分	使用時間	単位	使用料	区分	使用時間	単位	使用料
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
会議室	午前9時から正午まで	1室	510円	会議室	午前9時から正午まで	1室	510円
	午後1時から午後5時まで	1室	510円		午後1時から午後5時まで	1室	510円
	午後6時から午後9時30分まで	1室	510円		午後6時から午後9時30分まで	1室	510円
				プール	午前9時から午後4時30分まで	1人	100円（小学生未満の者が使用する場合には、無料）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			
				2 物品使用料			
物品		単位		使用料			
テント（6人用）		1張		510円			

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(助成の申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>県内</u>にある保険医療機関において、受給資格者（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が医療を受けた場合、福祉医療費の助成を当該保険医療機関に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(助成の申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>市内</u>にある保険医療機関において、受給資格者（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が医療を受けた場合、福祉医療費の助成を当該保険医療機関に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p>

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、_____延滞の場合を除き、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合はその利率を年1.5パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除_____、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>(利率_____)</p> <p>第14条</p> <p>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、<u>その利率を延滞の場合を除き年3パーセント</u> _____とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還<u>又は半年賦償還</u> _____とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.5を乗じて算定する。

2 (略)

第4条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万9,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

第8条 削除

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.8を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万7,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第8条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,200円
- (2) 特定世帯 3,600円
- (3) 特定継続世帯 5,400円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.7を乗じて算定する。

第12条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円
- (2) 特定世帯 3,000円
- (3) 特定継続世帯 4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第12条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について7,200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,800円とする。

(国民健康保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20,580円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,560円

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,200円とする。

(国民健康保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 19,320円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,460円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,040円

(イ) 特定世帯 2,520円

(ウ) 特定継続世帯 3,780円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について7,140円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,360円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,700円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について5,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(イ) 特定世帯 2,100円

(ウ) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について5,040円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,940円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 13,800円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について3,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 600円

(イ) 特定世帯 1, 800円

(ウ) 特定継続世帯 2, 700円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について5, 100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2, 400円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 880円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2, 160円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 000円

(イ) 特定世帯 1, 500円

(ウ) 特定継続世帯 2, 250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について3, 600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2, 100円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 520円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について1, 560円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,440円

(イ) 特定世帯 720円

(ウ) 特定継続世帯 1,080円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,040円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について960円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円

(イ) 特定世帯 600円

(ウ) 特定継続世帯 900円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について1,440円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について840円

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第23条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第23条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学_____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した_____後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学_____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した_____後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

(8) ~ (11) (略)

(8) ~ (11) (略)

亀山市総合環境センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(名称等) 第2条 (略)</p>	<p>(名称等) 第2条 (略) <u>2. センターに、次のとおり分館を置く。</u> <u>(1) 名称 亀山市刈り草コンポスト化センター</u> <u>(2) 位置 亀山市関町新所175番地3</u></p>

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
1 市営住宅（借上げによる市営住宅を除く。）の名称、位置等					1 市営住宅（借上げによる市営住宅を除く。）の名称、位置等				
建設年度	名称	位置	構造	戸数	建設年度	名称	位置	構造	戸数
昭和38年度	亀田（尾崎）住宅	亀田町5番地	簡易耐火平家	6	平成36年度	野村住宅	野村三丁目13番3号及び14番13号	木造平家	2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和38年度	亀田（尾崎）住宅	亀田町5番地	簡易耐火平家	6
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)					2 (略)				
別表第3（第52条関係）					別表第3（第52条関係）				
市営単独住宅の名称、位置等					市営単独住宅の名称、位置等				
建設年度	名称	位置	構造	戸数	建設年度	名称	位置	構造	戸数
昭和25年度	若草住宅	関町新所1841番地、1842番地、1843番地1、1846番地及び1840番地	木造平家	6	昭和25年度	若草住宅	関町新所1841番地、1842番地、1843番地1、1846番地及び1840番地	木造平家	9
昭和25年度	城山住宅	関町新所1393番地1及び1394番地3	木造平家	8	昭和25年度	城山住宅	関町新所1393番地1及び1394番地3	木造平家	12
					昭和39年度	新所住宅	関町新所1598番地2	木造平家	3

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p> 第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第2条—第25条）</p> <p> 第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第26条—第31条）</p> <p> 第3節 火の使用に関する制限等（第32条—第37条）</p> <p> 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第38条）</p> <p>第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）</p> <p>第3章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p> 第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第39条—第49条）</p> <p> 第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第50</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p> 第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第2条—第25条）</p> <p> 第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第26条—第31条）</p> <p> 第3節 火の使用に関する制限等（第32条—第37条）</p> <p> 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第38条）</p> <p>第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）</p> <p>第3章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p> 第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第39条—第49条）</p> <p> 第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第50</p>

条一第51条の2)

第3節 基準の特例(第52条)

第4章 避難管理(第53条—第62条)

第4章の2 屋外催しに係る防火管理(第62条の2・第62条の3)

第5章 雑則(第63条—第70条)

第6章 罰則(第71条・第72条)

附則

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第69条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

第70条～第72条 (略)

条一第51条の2)

第3節 基準の特例(第52条)

第4章 避難管理(第53条—第62条)

第4章の2 屋外催しに係る防火管理(第62条の2・第62条の3)

第5章 雑則(第63条—第69条)

第6章 罰則(第70条・第71条)

附則

第69条～第71条 (略)